

○総務省令第二十九号

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第 号）の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の三の二、第二十三条の五の二第一項及び第二項並びに第二十三条の十第一項の規定に基づき、公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月二十三日

総務大臣 野田 聖子

公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の一部を改正する省令

（公職選挙法施行規則の一部改正）

第一条 公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条及び次条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に

掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別記

第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）（第五条関係）
その一

表

折目



何選挙投票

都（道府県）（市）（区）（町）（村）
選挙管理委員会
印

裏

折目

こうほしやしめい 候補者氏名	〇 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
-------------------	---

改正前

別記

第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）（第五条関係）
その一

表

折目

何選挙投票

都（道府県）（市）（区）（町）（村）
選挙管理委員会
印

裏

折目

こうほしやしめい 候補者氏名	〇 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
-------------------	---

裏 折目	表 折目						
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="376 349 549 407">候補者氏名</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="376 407 549 1030"></td></tr></tbody></table> <p>○ 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	候補者氏名		<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="970 336 1005 474">何選挙投票</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="900 474 1072 1030"><table border="1"><tbody><tr><td data-bbox="944 506 1034 985">都（道府県）（市）（区）（町）（村）</td></tr><tr><td data-bbox="944 922 973 954">印</td></tr></tbody></table></td></tr></tbody></table> <p>選</p>	何選挙投票	<table border="1"><tbody><tr><td data-bbox="944 506 1034 985">都（道府県）（市）（区）（町）（村）</td></tr><tr><td data-bbox="944 922 973 954">印</td></tr></tbody></table>	都（道府県）（市）（区）（町）（村）	印
候補者氏名							
何選挙投票							
<table border="1"><tbody><tr><td data-bbox="944 506 1034 985">都（道府県）（市）（区）（町）（村）</td></tr><tr><td data-bbox="944 922 973 954">印</td></tr></tbody></table>	都（道府県）（市）（区）（町）（村）	印					
都（道府県）（市）（区）（町）（村）							
印							

その三

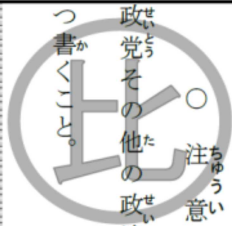
表 折目



何選挙投票

都（道府県）（市）（区）（町）（村）
選挙管理委員会
印

裏 折目



○ 注意
政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

他の団体
の名称
又は略称
の政治
の名称
は略称

その四

その二

表 折目

何選挙投票

都（道府県）（市）（区）（町）（村）
選挙管理委員会
印

裏 折目

○ 注意
政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

他の
政治団体
の名称
又は略称

その三



表
折目

何選挙投票

都（道府県）（市）（区）（町）（村）
選挙管理委員会
印

裏
折目

○ 注意

一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。

二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

候補者氏名
または
政党その他の政治団体の名称若しくは略称

備考

一 様式その一は衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その二は参議院選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その三は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その四は参議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式である。

表
折目

何選挙投票

都（道府県）（市）（区）（町）（村）
選挙管理委員会
印

裏
折目

○ 注意

一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。

二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

候補者氏名
または
政党その他の政治団体の名称若しくは略称

備考

一 様式その一は衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その二は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その三は参議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式である。

【二 略】

三 様式その一から様式その四までによる投票用紙は、事情の許す限り、それぞれ色の異なる用紙を使用しなければならない。

四 様式その一から様式その四までによる投票用紙は、再選挙又は補欠選挙の投票用紙を除き、事情の許す限り、それぞれの選挙名を強調した表記としなければならない。

- 五) [略]
- 六) [略]
- 七) [略]

第二十五号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第十四条関係）

不在者投票に関する調書

1 公職選挙法施行令第53条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備考	
2 公職選挙法施行令第54条の規定により他の市町村で投票用紙及び投票用封筒の交付を受けて投票した職員		うち投票者	人	備考	
3 公職選挙法施行令第59条の4の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備考	
4 公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備考	
5 公職選挙法施行令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した職員	人		人	備考	
6 公職選挙法施行令第59条の6の3第3項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した職員	人		人	備考	
7 公職選挙法施行令第59条の6の4第1項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した職員	人		人	備考	
8 公職選挙法施行令第59条の8第3項において運用する同条第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した者	人		人	備考	
9 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日	人	備考	
計					
何年何月何日調製 何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名 印					

【備考 略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

【二 同上】

三 様式その一、様式その二又は様式その三による投票用紙は、事情の許す限り、色の異なる用紙を使用しなければならない。

【新設】

- 四) [同上]
- 五) [同上]
- 六) [同上]

第二十五号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第十四条関係）

不在者投票に関する調書

1 公職選挙法施行令第53条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備考	
2 公職選挙法施行令第54条の規定により他の市町村で投票用紙及び投票用封筒の交付を受けて投票した職員		うち投票者	人	備考	
3 公職選挙法施行令第59条の4の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備考	
4 公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けて投票した者	人	うち投票者	人	備考	
5 公職選挙法施行令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した職員	人		人	備考	
6 公職選挙法施行令第59条の8第3項において運用する同条第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した者	人		人	備考	
7 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日	人	備考	
計					
平成何年何月何日調製 何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名 印					

【備考 同上】

(在外選挙執行規則の一部改正)

第二条 在外選挙執行規則(平成十一年自治省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

〔第一章・第二章 略〕

第三章 在外投票（第十五条の三―第二十六条）

〔第四章 略〕

附則

（在外選挙人名簿登録申請書の様式等）

第四条 〔略〕

2 在外選挙人名簿登録申請者は、法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証、令第六十五条の十一第二項に規定する投票用紙及び投票用封筒その他市町村の選挙管理委員会が交付する文書（以下「投票用紙等」という。）を国外における住所以外の場所（当該在外選挙人名簿登録申請者に係る旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）第十二条の規定により提出された同規則別記第十四号様式による在留届（以下「在留届」という。）の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所（以下「在留地の緊急連絡先」という。）に限る。以下「住所以外の送付先」という。）において受け取るうとする場合においては、在外選挙人名簿登録申請書に当該住所以外の送付先を記載することができる。

（在外選挙人名簿の登録の申請のときに提示する書類）

第五条 令第二十三条の三第一項第一号に規定する総務省令で定める書類は、在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であつて、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

一 日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該在外選挙人名簿登録申請者の写真を貼り付けてあるもの

〔一 略〕

〔イ 略〕

ロ 日本国又は居住国の政府又は地方公共団体以外の者が交付した書類であつて、当該在外選挙人名簿登録申請者の写真を貼り付けてあるもの

〔2 略〕

（住所を有することを証するに足りる文書の提示の特例）

第六条 令第二十三条の三第一項に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 住所要件期間（令第二十三条の三第二項に規定する住所要件期間をいう。次号において同じ。）が三箇月以上である在外選挙人名簿登録申請者 当該在外選挙人名簿登録申請者が領事官の管轄区域内にその申請の日（法第三十条の五第三項第一号に定める日をいう。以下この号において同じ。）の三月前の日以前に到着した旨の旅券法第十六条の規定による

目次

〔第一章・第二章 同上〕

第三章 在外投票（第十六条―第二十六条）

〔第四章 同上〕

附則

（在外選挙人名簿登録申請書の様式等）

第四条 〔同上〕

2 在外選挙人名簿登録申請者は、法第三十条の六第三項に規定する在外選挙人証、令第六十五条の十一第二項に規定する投票用紙及び投票用封筒その他市町村の選挙管理委員会が交付する文書（以下「投票用紙等」という。）を国外における住所以外の場所（当該在外選挙人名簿登録申請者に係る旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）第十二条の規定により提出された同規則別記第十四号様式による在留届（以下単に「在留届」という。）の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所（以下「在留地の緊急連絡先」という。）に限る。以下「住所以外の送付先」という。）において受け取るうとする場合においては、在外選挙人名簿登録申請書に当該住所以外の送付先を記載することができる。

（在外選挙人名簿の登録の申請のときに提示する書類）

第五条 令第二十三条の三第一項に規定する総務省令で定める書類は、在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であつて、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

一 日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該在外選挙人名簿登録申請者の写真をはり付けてあるもの

〔一 同上〕

〔イ 同上〕

ロ 日本国又は居住国の政府又は地方公共団体以外の者が交付した書類であつて、当該在外選挙人名簿登録申請者の写真をはり付けてあるもの

〔2 同上〕

（住所を有することを証するに足りる文書の提示の特例）

第六条 令第二十三条の三第二項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 住所要件期間（令第二十三条の三第二項に規定する住所要件期間をいう。次号において同じ。）が三箇月以上である在外選挙人名簿登録申請者 当該在外選挙人名簿登録申請者が領事官の管轄区域内にその申請の日（法第三十条の五第三項第一号に定める日をいう。以下この号において同じ。）の三月前の日以前に到着した旨の旅券法第十六条の規定による届出が

届出が当該申請の日の三月前の日以前にされているとき。

〔二略〕

(在外選挙人名簿登録申請書提出後の変更の届出書の様式等)

第六条の二 令第二十三条の三第二項第四号に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第二十三条の三第二項の規定による届出書は、別記第四号様式の二に準じて作成しなければならない。

(変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等)

第六条の三 令第二十三条の三第四項ただし書に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第二十三条の三第四項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるときとする。

一 令第二十三条の三第二項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 住所を変更した旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。

二 令第二十三条の三第二項第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。

〔イ〜ハ 略〕

(在外選挙人名簿登録申請者の資格に関する意見書の様式)

第七条 令第二十三条の三第五項に規定する在外選挙人名簿登録申請者の在外選挙人名簿に登録される資格に関する意見書は、別記第五号様式に準じて調製しなければならない。

(在外選挙人名簿登録移転申請書の様式等)

第七条の二 法第三十条の五第四項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請書(以下「在外選挙人名簿登録移転申請書」という。)は、別記第四号様式の三に準じて作成しなければならない。

2 在外選挙人名簿登録移転申請者は、投票用紙等を国外における住所以外の送付先において受け取ろうとする場合には、在外選挙人名簿登録移転申請書に当該住所以外の送付先を記載することができる。

(受任者を通じて行う旅券等の提示)

第七条の三 令第二十三条の三の二第一項に規定する総務省令で定める者は、在外選挙人名簿登録移転申請者から委任を受けた者(以下「受任者」という。)とする。

2 在外選挙人名簿登録移転申請者が、令第二十三条の三の二第一項の規定により受任者を通じて次条に定める書類を提示しようとする場合においては、当該在外選挙人名簿登録移転申請者

当該申請の日の三月前の日以前にされているとき。

〔二同上〕

(在外選挙人名簿登録申請書提出後の変更の届出書の様式等)

第六条の二 令第二十三条の三第三項第四号に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第二十三条の三第三項の規定による届出書は、別記第四号様式の二に準じて作成しなければならない。

(変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等)

第六条の三 令第二十三条の三第五項ただし書に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第二十三条の三第五項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるときとする。

一 令第二十三条の三第三項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 住所を変更した旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。

二 令第二十三条の三第三項第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。

〔イ〜ハ 同上〕

(在外選挙人名簿登録申請者の資格に関する意見書の様式)

第七条 令第二十三条の三第六項に規定する在外選挙人名簿登録申請者の在外選挙人名簿に登録される資格に関する意見書は、別記第五号様式に準じて調製しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

が署名をした別記第五号様式の三による申出書を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

3 令第二十三条の三の二第一項の規定により在外選挙人名簿登録移転申請者の次条に定める書類を提示した受任者は、市町村の選挙管理委員会に対して、国又は地方公共団体が交付した書類であつて当該者の写真を貼り付けてある書類その他市町村の選挙管理委員会が適当と認める書類を提示しなければならない。

(在外選挙人名簿への登録の移転の申請のときに提示する書類)

第七條の四 令第二十三条の三の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

一 日本国又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてあるもの

二 在外選挙人名簿登録移転申請者がやむを得ない理由により前号に掲げる書類を提示することができない場合にあつては、イに掲げる書類のいずれか一のもの及びロに掲げる書類のいずれか一のもの。ただし、ロに掲げる書類の提示が困難な場合にあつては、イに掲げる書類のいずれか二のもの

イ 前号に定めるもののほか、日本国又は地方公共団体が交付した書類（健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共的機関（外国の公共的機関を除く。）が交付した被保険者証、組合員証、年金証書等を含む。）

ロ 日本国又は地方公共団体以外の者が交付した書類であつて、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてあるもの

(在外選挙人名簿登録移転申請書提出後の変更の届出書の様式等)

第七條の五 令第二十三条の三の二第二項第一号に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第二十三条の三の二第二項の規定による届出書は、別記第四号様式の四に準じて作成しなければならない。

(変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等)

第七條の六 令第二十三条の三の二第三項ただし書に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第二十三条の三の二第三項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 令第二十三条の三の二第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 住所を定めた旨の旅券法第十六条の規定による届出又は住所を変更した旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。

二 令第二十三条の三の二第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

イ 氏名 戸籍法第六十六条、第七十条、第七十四条、第七十六条、第九十五条、第九十八条、第一百七十条又は第一百七十一条の規定による届出がされているとき。

ロ 本籍 戸籍法第九十八条、第一百条、第一百八条又は第一百十条の規定による届出がされているとき。

ハ 住所以外の送付先 在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。

(在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見を求める方法)

第七條の七 令第二十三条の五の二第一項に規定する市町村の選挙管理委員会が外務大臣に対して行う在外選挙人名簿登録移転申請者(当該市町村の選挙人名簿から抹消された者を除く。次項において同じ。)の国外における住所に関する意見の求めは、次条に規定する事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である外務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法又は次条に規定する事項を記載した書類を送付する方法によって行うものとする。

(在外選挙人名簿登録移転申請者に係る通知事項)

第七條の八 令第二十三条の五の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、生年月日及び法第三十条の五第四項に規定する国外転出届に転出予定日として記載された日その他必要な事項とする。

(在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見を述べる方法)

第七條の九 令第二十三条の五の二第二項に規定する外務大臣が市町村の選挙管理委員会に対して述べる在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見は、外務大臣の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機に送信する方法又は書類を送付する方法によって行うものとする。

(在外選挙人証の記載事項等)

第八條 令第二十三条の七第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、選挙人の性別、在外選挙人証の交付番号及び衆議院小選挙区選出議員の選挙区とする。

[2・3 略]

(在外選挙人証等受渡簿の記載事項等)

第十三條 令第二十三条の十第一項に規定する領事官が在外選挙人証等受渡簿に記載しなければならぬ総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 在外選挙人名簿登録申請者 当該者の性別、申請の時(法第三十条の三第一項に規定する申請の時をいう。以下この号において同じ。)の国外における住所及びその登録されている

[新設]

[新設]

[新設]

(在外選挙人証の記載事項等)

第八條 令第二十三条の七第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、選挙人の性別、法第三十条の六第三項に規定する在外選挙人証の交付番号及び衆議院小選挙区選出議員の選挙区とする。

[2・3 同上]

(在外選挙人証等受渡簿の記載事項等)

第十三條 令第二十三条の十第一項に規定する領事官が在外選挙人証等受渡簿に記載しなければならぬ総務省令で定める事項は、当該領事官を経由して在外選挙人証を交付された者の性別、申請の時(法第三十条の三第一項に規定する申請の時をいう。以下この項において同じ。)の国外における住所及びその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の区別(当該市町村が在外選挙人証を交付された者の最終住所地の市町村であるか申請の際におけるその者の本

在外選挙人名簿の属する市町村の区別（当該市町村が在外選挙人証を交付された者の最終住所地の市町村であるか当該申請の時におけるその者の本籍地の市町村であるかの区別をいう。第十五条第一項において同じ。）並びに当該領事官が在外選挙人名簿登録申請書を受け付けた年月日その他在外選挙人名簿の登録に係る事務処理の明細

二 在外選挙人名簿登録移転申請者 当該者の性別、法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証に記載された国外における住所及び最終住所における在外選挙人名簿に属する旨その他在外選挙人名簿の登録に係る事務処理の明細

〔2 略〕

第三章 在外投票

（在外選挙人名簿の表示を削除された後に再び国内に住所を移した者のうち選挙人名簿の表示を削除されたものであつて総務省令で定める者）

第十五条の三 令第二十三条の十三第二項の規定により在外選挙人名簿の表示を削除された後再び国内に住所を移した者のうち、令第十六条の規定により選挙人名簿の表示を削除されたものであつて総務省令で定める者は、当該表示を削除された後に再び国外へ住所を移した者であつて、同項の規定により在外選挙人名簿の表示を削除された者以外の者とする。

別記

第四号様式の二（在外選挙人名簿登録申請事項等変更届出書の様式）（第六条の一関係）

籍地の市町村であるかの区別をいう。第十五条第一項において同じ。）並びに当該領事官が在外選挙人名簿登録申請書を受け付けた年月日その他在外選挙人名簿の登録に係る事務処理の明細とする。

〔2 同上〕

第三章 在外投票

〔新設〕

別記

第四号様式の二（在外選挙人名簿登録申請事項等変更届出書の様式）（第六条の二関係）

在外選挙人名簿登録申請書記載事項等変更届出書

公選選挙法施行令第23条の3第2項の規定により、貴領事官を経由して行う在外選挙人名簿の登録の申請に関し、下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

在何日 在何日 在何日 在何日

フリガナ	姓	名	生 年 月 日	性 別
氏 名	姓	名	年 月 日	男 □ 女 □
署名 (必ず自署)				

届け出る事項が生じた年月日 年 月 日

届け出る事項
 a 以下の事由に該当するため、貴領事官を経由して行う在外選挙人名簿の登録の申請を取り下げます。
 i 日本国籍を失った。
 ii 以下のように、貴領事官の管轄区域外に住所を移した。
 b 住所、氏名その他の事項に変更がありました (a ii に該当する場合は除く。) 。
 なお、変更があった事項は以下のとおりです。

住 所	選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま紙 写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に仲々に 書いてください。また、____の上には、氏名を必ず書 いてください。	新 住 所 Name Address
住 所 (カタカナ表記)	国 □ 州 □ 県 □ 市 □ 新 住 所 (カタカナ表記)	
フリガナ	姓	名
旧氏名	姓	名
本 籍	本 籍	
<input type="checkbox"/>	新たに在留留の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載 (在留留の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領)	
<input type="checkbox"/>	在留留の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更	
<input type="checkbox"/>	「住所以外の送付先」欄の記載を抹消 (住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領)	
<input type="checkbox"/>	新たな住所以外の送付先 <在留留の緊急連絡先> (外国語表記) 選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま紙 写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に仲々に 書いてください。また、____の上には、氏名を必ず書 いてください。	Name Address

注 意

- 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名 (氏名を変更した場合は新氏名) を正確に書いてください。
- 「氏名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 「届け出る事項」欄は、該当する口にシを付けてください。
- 「住所」欄は、住所を記載する場合は、変更があった事項について該当する口にシを付けてください。
- 「住所」欄は、住所を記載する場合は、変更があった事項について該当する口にシを付けてください。
- 「住所」欄は、住所を記載する場合は、変更があった事項について該当する口にシを付けてください。
- 「住所」欄は、住所を記載する場合は、変更があった事項について該当する口にシを付けてください。
- 「住所」欄は、住所を記載する場合は、変更があった事項について該当する口にシを付けてください。
- 「住所」欄は、住所を記載する場合は、変更があった事項について該当する口にシを付けてください。
- 「住所」欄は、住所を記載する場合は、変更があった事項について該当する口にシを付けてください。

在外選挙人名簿登録申請書記載事項等変更届出書

公選選挙法施行令第23条の3第3項の規定により、貴領事官を経由して行う在外選挙人名簿の登録の申請に関し、下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

在何日 在何日 在何日 在何日

フリガナ	姓	名	生 年 月 日	性 別
氏 名	姓	名	年 月 日	男 □ 女 □
署名 (必ず自署)				

届け出る事項が生じた年月日 年 月 日

届け出る事項
 a 以下の事由に該当するため、貴領事官を経由して行う在外選挙人名簿の登録の申請を取り下げます。
 i 日本国籍を失った。
 ii 以下のように、貴領事官の管轄区域外に住所を移した。
 b 住所、氏名その他の事項に変更がありました (a ii に該当する場合は除く。) 。
 なお、変更があった事項は以下のとおりです。

住 所	選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま紙 写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に仲々に 書いてください。また、____の上には、氏名を必ず書 いてください。	新 住 所 Name Address
住 所 (カタカナ表記)	国 □ 州 □ 県 □ 市 □ 新 住 所 (カタカナ表記)	
フリガナ	姓	名
旧氏名	姓	名
本 籍	本 籍	
<input type="checkbox"/>	新たに在留留の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載 (在留留の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領)	
<input type="checkbox"/>	在留留の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更	
<input type="checkbox"/>	「住所以外の送付先」欄の記載を抹消 (住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領)	
<input type="checkbox"/>	新たな住所以外の送付先 <在留留の緊急連絡先> (外国語表記) 選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま紙 写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に仲々に 書いてください。また、____の上には、氏名を必ず書 いてください。	Name Address

注 意

- 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名 (氏名を変更した場合は新氏名) を正確に書いてください。
- 「氏名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 「届け出る事項」欄は、該当する口にシを付けてください。
- 「住所」欄は、住所を記載する場合は、変更があった事項について該当する口にシを付けてください。
- 「住所」欄は、住所を記載する場合は、変更があった事項について該当する口にシを付けてください。
- 「住所」欄は、住所を記載する場合は、変更があった事項について該当する口にシを付けてください。
- 「住所」欄は、住所を記載する場合は、変更があった事項について該当する口にシを付けてください。
- 「住所」欄は、住所を記載する場合は、変更があった事項について該当する口にシを付けてください。
- 「住所」欄は、住所を記載する場合は、変更があった事項について該当する口にシを付けてください。
- 「住所」欄は、住所を記載する場合は、変更があった事項について該当する口にシを付けてください。

第四号様式の三 (在外選挙人名簿登録移転申請書の様式) (第七条の二関係) 表

〔新設〕

在外選挙人名簿登録移転申請書

フリガナ 氏名	姓	名	生年月日	性別
署名 (必ず自署)			年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
本籍				
旅券番号 (任意)				
転出先住所 (必ず記入)	住所以外の送付先 (在留届に記載予定の緊急連絡先) [希望により記入]			
(カタカナ表記) 国 <input type="checkbox"/> 州 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 市 (外国語表記)	この欄は、在留届に記載予定の「在留地の緊急連絡先」において、選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受け取ることを希望する場合のみ、当該「在留地の緊急連絡先」を 書いてください。			
<input type="checkbox"/> 旅券法第16条の規定に基づき提出する在留届に記載する住所(注意参照)	(カタカナ表記) (外国語表記)			
住民基本台帳法上の届出 (市町村への住民票の転出届)をした年月日	年 月 日			
住民基本台帳法上の届出 (市町村への住民票の転出届)に転出の予定年月日として記載された日	年 月 日			
住民票に記載されていた最終住所				

公職選挙法第30条の5の規定により、必要書類を添え、在外選挙人名簿への登録の移転を申請します。

何年何月何日

都 (何道府県) 何市 (区) (町) (村) 選挙管理委員会委員長 あて

連絡先	電話番号 (※)	FAX番号 (※)	メールアドレス
-----	----------	-----------	---------

※日本国内からも連絡がとれるように「国番号+地域番号+電話番号 (FAX番号)」の順に記入してください。

- 注 意
- 1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名を正確に書いてください。
 - 2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
 - 3 「旅券番号」欄の記載は任意ですが、できる限り記載するようにしてください。
 - 4 「転出先住所」欄及び「住所以外の送付先」欄の「カタカナ表記」には、カタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。「外国語表記」には、英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。
 - 5 「転出先住所」欄の「カタカナ表記」には、国名は必ず記載してください。国名以外の住所について、国外への転出後に提出する旅券法第16条に規定する在留届に記載された住所をもって「転出先住所」とする場合は、「旅券法第16条の規定に基づき届け出る在留届に記載する住所」の口にしを付けてください。
 - 6 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付されます。
 - 7 「住所以外の送付先」欄においては、在留届に記載する予定の「在留地の緊急連絡先」が定まっていないが、住所以外の送付先への送付を希望する場合には、その旨を記載してください。
 - 8 申請後、在外選挙人証を受け取るまでの間に投票用紙等の送付先を変更する場合には、申請を行った市町村の選挙管理委員会に届け出る必要があります。

第四号様式(四) (在外選挙人名簿登録移転申請書記載事項等変更届出書) (第七条の五関係)

[新設]

在外選挙人名簿登録移転申請書記載事項等変更届出書

公職選挙法施行令第23条の3の第2項の規定により、在外選挙人名簿への登録の移転の申請に関し、下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

何市(区)(町)(村) 選挙管理委員会委員長 へて

フリガナ	姓	名	生年月日	性別
氏名	姓	名	年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
署名 (必ず自署)				
本籍				
届け出る事項が生じた年月日	年 月 日			

届け出る事項 住所、氏名その他の事項に変更がありました。変更があった事項は以下のとおりです。

<input type="checkbox"/> 住所	(カタカナ表記) 新転出先住所 (外国語表記)					
<input type="checkbox"/> 氏名	フリガナ	姓 名				
<input type="checkbox"/> 本籍	旧 本籍					
<input type="checkbox"/> 住所以外の送付先	<input type="checkbox"/> 新たに在留留の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載 (在留留の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領) <input type="checkbox"/> 在留留の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更 (住所以外の送付先) 欄の記載を抹消 (住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領)					
<input type="checkbox"/> その他	新たな住所以外の送付先 <在留留の緊急連絡先> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">[国名を含め正確に書いてください。]</td> <td style="border: none;">Name _____</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[_____]</td> <td style="border: none;">Address _____</td> </tr> </table> (カタカナ表記)		[国名を含め正確に書いてください。]	Name _____	[_____]	Address _____
[国名を含め正確に書いてください。]	Name _____					
[_____]	Address _____					

変更があった事項に係る届出の有無
 「新転出先住所」、「住所以外の送付先」に係る在留留を提出した
 「氏名変更」、「本籍変更」に係る戸籍法の届出を提出した

注意

- 1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名(氏名を変更した場合は新氏名)を正確に書いてください。
- 2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 3 「届け出る事項」欄において、変更があった事項について該当する□にシを付けてください。
- 4 「新転出先住所」欄及び「新たな住所以外の送付先」欄の「カタカナ表記」は、カタカナ(漢字表記が一般的な国・地域)において漢字で書いてください。「外国語表記」は、英語(漢字表記が一般的な国・地域)において漢字で書いてください。
- 5 投票用紙等の受領先を住所から在留留の緊急連絡先へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たに在留留の緊急連絡先を」欄に記載」の□にシを付け、「新たな住所以外の送付先」欄に在留留の緊急連絡先を書いてください。
- 6 在外選挙人名簿登録移転申請書の「住所以外の送付先」欄に在留留の緊急連絡先が記載されている場合において、在留留の緊急連絡先を変更した場合は、「住所以外の送付先」欄の「在留留の緊急連絡先を変更したことに伴い」、「住所以外の送付先」欄の記載を変更」の□にシを付け、「新たな住所以外の送付先」欄に在外公館に届け出た変更後の在留留の緊急連絡先を書いてください。
- 7 投票用紙等の受領先を在留留の緊急連絡先から住所へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「住所以外の送付先」欄の記載を抹消」の□にシを付けてください。
- 8 「変更があった事項に係る届出の有無」欄には、「新転出先住所」、「住所以外の送付先」に係る在留留を提出している場合は「新転出先住所」、「住所以外の送付先」に係る在留留を提出した」の□にシを付けてください。本籍変更に係る戸籍法上の届出(養子縁組、婚姻、離婚、生存配偶者の復氏、入籍、氏名変更)をしている場合は、「本籍変更」に係る戸籍法の届出を提出した」の□にシを付けてください。

第五号様式の二（申出書の様式）（第四条の二関係）
〔様式略〕

第五号様式の三（申出書の様式）（第七条の三関係）

年 月 日
在外選挙人名簿登録移転申請者氏名 _____
署 名 _____
私は、公職選挙法施行令第23条の3の2第1項及び在外選挙執行規則第7条の3の規定に基づき、次の者を通じて旅券又は資格若しくは地位を証明する書類（写真を貼り付けたる書類その他の総務省令で定める書類）を提示したく、申し出ます。
申請に来ている者の氏名 _____
注意 登録移転申請者の署名欄は、必ず登録移転申請者が自分で書いてください。

第六号様式（在外選挙人証の様式）（第八条関係）

第五号様式の二（申出書の様式）（第四条の二関係）
〔様式同上〕

〔新設〕

第六号様式（在外選挙人証の様式）（第八条関係）

交付番号		在外選挙人証	
氏名	年 月 日	性 別	男・女
生年月日	年 月 日	登 録	年 月 日
衆議院小選挙区			
住 所	住所以外の送付先 (在留届の緊急連絡先)		
上記の者は、在外選挙人名簿に登録されていることを証明する。			
都 (何道府県) 何郡 (市) (区) 何町 (村) 選挙管理委員会委員長 氏 名 <input type="text"/>			
注 意			
1 この在外選挙人証は、投票する際には必ず必要となります。大切に保管してください。			
2 在外公館において投票する際は、旅券とともにこの在外選挙人証を提示して投票用紙等を請求してください。郵便等による投票をする際は、投票用紙等を請求するときにこの在外選挙人証を同封してください。			
3 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付され、「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、住所に送付されます。			
4 記載事項や投票用紙等の送付先に変更が生じた場合は、この在外選挙人証とともに住所を管轄する在外公館まで届け出てください。			
5 この在外選挙人証を紛失又は破損した場合は、住所を管轄する在外公館で再交付の申請を行ってください。			
6 一時帰国などで、日本国内の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日から4箇月が経過した場合には在外選挙人名簿から抹消されることとなり、抹消後は在外投票はできません。			
この場合 (戸籍の附票に記載された日から4箇月が経過した場合) 又は国内の選挙人名簿に登録された場合 (※) には、直ちにこの在外選挙人証の交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返してください。			
(※) 在外選挙人名簿に登録されている市町村に一時帰国し、4箇月以内に再度出国する場合には、在外選挙人証を返す必要はありません。			

交付番号		在外選挙人証	
氏名	年 月 日	性 別	男・女
生年月日	年 月 日	登 録	年 月 日
衆議院小選挙区			
住 所	住所以外の送付先 (在留届の緊急連絡先)		
上記の者は、在外選挙人名簿に登録されていることを証明する。			
都 (何道府県) 何郡 (市) (区) 何町 (村) 選挙管理委員会委員長 氏 名 <input type="text"/>			
注 意			
1 この在外選挙人証は、投票する際には必ず必要となります。大切に保管してください。			
2 在外公館において投票する際は、旅券とともにこの在外選挙人証を提示して投票用紙等を請求してください。郵便等による投票をする際は、投票用紙等を請求するときにこの在外選挙人証を同封してください。			
3 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付され、「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、住所に送付されます。			
4 記載事項や投票用紙等の送付先に変更が生じた場合は、この在外選挙人証とともに住所を管轄する在外公館まで届け出てください。			
5 この在外選挙人証を紛失又は破損した場合は、住所を管轄する在外公館で再交付の申請を行ってください。			
6 一時帰国などで、日本国内で住民票を作成した場合には、当該作成日から4箇月を経過したときに在外選挙人名簿から抹消されることとなり、抹消後は在外投票はできません。			
この場合 (住民票を作成した日から4箇月が経過した場合) には、直ちにこの在外選挙人証を交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返してください。			

〔裏略〕

第十号様式（在外選挙人証等受渡簿の様式）（第十三条関係）

在外選挙人名簿登録市町村名	フリガナ（ローマ字表記）氏名	生年月日	性別	登録地区区分	備考
	[]		1. 男 2. 女	1. 最終住所地 2. 本籍地	
最終住所又は申請の 時における本籍	[]				
住所	〔令第23条の3第2項又は令第23条の3の2第2項の規定による届出書に記載された変更後の住所〕				
申請受付	年月日	在外選挙人証等の受領	年月日		
住所要件の確認	年月日	在外選挙人証等の交付	年月日		
住所要件の確認	[確認の方法]	交付方法	1 送付 2 本人又は代理人・使者に直接交付		
取下げがあつた場合 〔理由及びその年月日〕	年月日	備考			
申請書等送付	年月日				
登録された場合 かつた場合 〔理由及びその年月日〕	年月日				
抹消 〔理由及びその年月日〕	年月日				

備考

〔1 略〕

2 令第23条の3第2項又は令第23条の3の2第2項の規定により氏名の変更の届出があつた場合には、変更後の氏名を「氏名」欄の括弧内に記載しなければならない。

〔裏 同上〕

第十号様式（在外選挙人証等受渡簿の様式）（第十三条関係）

在外選挙人名簿登録市町村名	フリガナ（ローマ字表記）氏名	生年月日	性別	登録地区区分	備考
	[]		1. 男 2. 女	1. 最終住所地 2. 本籍地	
最終住所又は申請の 時における本籍	[]				
登録申請時の住所	〔令第23条の3第3項の規定による届出書に記載された変更後の住所〕				
申請受付	年月日	在外選挙人証等の受領	年月日		
住所要件の確認	年月日	在外選挙人証等の交付	年月日		
住所要件の確認	[確認の方法]	交付方法	1 送付 2 本人又は代理人・使者に直接交付		
取下げがあつた場合 〔理由及びその年月日〕	年月日	備考			
申請書等送付	年月日				
登録された場合 かつた場合 〔理由及びその年月日〕	年月日				
抹消 〔理由及びその年月日〕	年月日				

備考

〔1 同上〕

2 令第23条の3第3項の規定により氏名の変更の届出があつた場合には、変更後の氏名を「氏名」欄の括弧内に記載しなければならない。

- 3 「性別」欄及び「登録地区分」欄は、該当する番号に○を付さなければならない。ただし、法第30条の5第4項の規定による申請の場合には、「登録地区分」欄は、「1.最終住所」に○を付さなければならない。
- 4 「最終住所又は申請の時ににおける本籍」欄は、当該選挙人が最終住所地において登録される場合は最終住所を、申請時の本籍地において登録される場合は申請時の本籍を記載しなければならない。ただし、法第30条の5第4項の規定による申請の場合には、当該欄は空欄とする。
- 5 「申請受付」欄は、在外選挙人名簿登録申請者の登録申請書を領事官が受け付けた年月日を記載しなければならない。ただし、法第30条の5第4項の規定による申請の場合には、当該欄は空欄とする。
- 6 「住所要件の確認」欄は、令第23条の3第4項の規定による確認をした年月日及びその確認の方法を記載しなければならない。ただし、法第30条の5第4項の規定による申請の場合には、当該欄は空欄とする。
- 7 「取下げがあった場合」欄は、令第23条の3第2項の規定により同項第1号又は第2号に掲げる場合に該当する旨の届出があった場合その他取下げの意思表示があった場合に、取下げの理由及び当該届出があった年月日を記載しなければならない。
- 8 「申請書等送付」欄は、領事官が登録申請書を市町村へ発送した年月日を記載しなければならない。ただし、法第30条の5第4項の規定による申請の場合には、当該欄は空欄とする。

[9～13 略]

14 「備考」欄には、令第23条の3第2項の規定により同項第3号若しくは第4号に掲げる場合に該当する旨の届出又は令第23条の3の2第2項第1号若しくは第2号に掲げる場合に該当する旨の届出があった場合における当該届出書が提出された年月日及び法第30条の5第4項の規定による申請である旨その他必要と認める事項を記載しなければならない。

第十一号様式（在外選挙用登録申請書の様式）（第十六条第五項）

14のイ

- 3 「性別」欄及び「登録地区分」欄は、該当する番号に○を付さなければならない。
- 4 「最終住所又は申請の時ににおける本籍」欄は、当該選挙人が最終住所地において登録される場合は最終住所を、申請時の本籍地において登録される場合は申請時の本籍を記載しなければならない。

5 「申請受付」欄は、在外選挙人名簿登録申請者の登録申請書を領事官が受け付けた年月日を記載しなければならない。

6 「住所要件の確認」欄は、令第23条の3第5項の規定による確認をした年月日及びその確認の方法を記載しなければならない。

7 「取下げがあった場合」欄は、令第23条の3第3項の規定により同項第1号又は第2号に掲げる場合に該当する旨の届出があった場合その他取下げの意思表示があった場合に、取下げの理由及び当該届出があった年月日を記載しなければならない。

8 「申請書等送付」欄は、領事官が登録申請書を市町村へ発送した年月日を記載しなければならない。

[9～13 同上]

14 「備考」欄には、令第23条の3第3項の規定により同項第3号又は第4号に掲げる場合に該当する旨の届出があった場合における当該届出書が提出された年月日その他必要と認める事項を記載しなければならない。

第十一号様式（在外選挙用登録申請書の様式）（第十六条第五項）

14のイ

<p>裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> <small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 </td> <td style="width: 70%; padding: 10px;"> <div style="text-align: center;">○ 注 意 <small>ちゅうい</small></div> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> </td> </tr> </table> </div>	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名	<div style="text-align: center;">○ 注 意 <small>ちゅうい</small></div> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	<p>表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">何選挙在外投票</p> <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin: 10px 0;">小</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">総 務 大 臣 印</p> </div> </div>
<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名	<div style="text-align: center;">○ 注 意 <small>ちゅうい</small></div> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>		

備考


一 この様式は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式である。

<p>裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> <small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 </td> <td style="width: 70%; padding: 10px;"> <div style="text-align: center;">○ 注 意 <small>ちゅうい</small></div> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> </td> </tr> </table> </div>	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名	<div style="text-align: center;">○ 注 意 <small>ちゅうい</small></div> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	<p>表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">何選挙在外投票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">総 務 大 臣 印</p> </div> </div>
<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名	<div style="text-align: center;">○ 注 意 <small>ちゅうい</small></div> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>		

裏

候補者氏名	<p style="text-align: center;">○ 注意</p> <p>候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>
-------	---

表

何選挙在外投票	
総務大臣印	

〔新設〕

- 二 この様式による投票用紙は、事情の許す限り、様式その二又は様式その三と色の異なる用紙を仕様しなければならない。
- 三 総務大臣の印は、刷り込み式とする。

その三

<p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>他の団体又は その政治団 党の名称は 略</p> </div> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">表</p> <p style="text-align: center;">何選挙在外投票</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 40px; font-weight: bold;">比</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 20px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl;">中央選挙管理会印</p> </div>
--	--

○ 注意
政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

その二

<p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>他の 政党の政治団 体の名称又は 略称</p> </div> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">表</p> <p style="text-align: center;">何選挙在外投票</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 20px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl;">中央選挙管理会印</p> </div>
---	--

○ 注意
政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

備考

- 一 この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式である。
- 二 この様式による投票用紙は、事情の許す限り、様式その一と色の異なる用紙を使用しなければならぬ。

その四

<p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>候補者氏名 または 政党その他の 政治団体の 名称若しくは 略称</p> </div> <p style="text-align: center;">○ 注意 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称 又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。</p>	<p style="text-align: center;">表</p> <p style="text-align: center;">何選挙在外投票</p> <div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold; margin: 10px 0;">比</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p>中央選挙管理会 印</p> </div>
--	---

その三

<p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>候補者氏名 または 政党その他の 政治団体の 名称若しくは 略称</p> </div> <p style="text-align: center;">○ 注意 一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、 欄内に一つ書くこともできること。</p>	<p style="text-align: center;">表</p> <p style="text-align: center;">何選挙在外投票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p>中央選挙管理会 印</p> </div>
--	---

備考

- 一 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式である。
- 二 この様式による投票用紙は、事情の許す限り、様式その一と色の異なる用紙を使用しなければならぬ。
- 三 中央選挙管理会の印は、刷り込み式にすることができる。

三 中央選挙管理会の印は、刷り込み式にすることができる。

<p style="text-align: right;">備考</p> <p>一 様式その一は衆議院小選挙区選出議員であり、様式その二は参議院選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その三は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その四は参議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式である。</p> <p>二 様式その一から様式その四までによる投票用紙は、事情の許す限り、色の異なる用紙を使用しなければならない。</p> <p>三 総務大臣の印又は中央選挙管理会の印は、刷り込み式にすることができる。</p>	<p style="text-align: right;">〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

1 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

2 第一条による改正後の公職選挙法施行規則の規定及び第二条による改正後の在外選挙執行規則別記第十二号様式の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際、この省令による改正前の在外選挙執行規則別記第四号様式の二の規定により作成された在外選挙人名簿登録申請事項等変更届出書及び別記第六号様式の規定により調製した在外選挙人証がある場合には、この省令による改正後の在外選挙執行規則別記第四号様式の二及び別記第六号様式の規定にかかわらず、これらの届出書等を使用することを妨げない。